



集落営農の法人化

～農地を継続的に守っていく担い手が法人です～



平成22年3月

群馬県担い手育成総合支援協議会

1 今、なぜ集落営農の法人化なのか

■ このままでは、水田農業の担い手がいなくなってしまう。

- 我が国の65歳以上の高齢農業者割合は6割。担い手の高齢化がこれほど深刻な国は世界にあまり例がなく、いつまでもこの問題を先送りできる状況ではありません。

■ 農家に後継者がいなくも、「地域の担い手」ができれば安心です。

- 「次世代に、この集落営農を託し、地域の農地を守るという意気込みで法人化しました」（県内の法人）

農地を守っていく仕組みが法人です

「地域の担い手」を確保するためには法人化が有効です。

- 法人化する事で継続性が強化され、「地域の担い手」としての信頼が高まります。
- 役員の苦勞が「奉仕」ではなく「仕事」として認識されることで、組織の活性化にもつながります。
- 「法人化したことで、農地の利用権設定が増えてきました」（県内の法人）

集落営農が機械を持たない段階で法人化しても、意味があるのですか？

- 任意組合では構成員からの利用権設定が特定の役員に集中したり、組織運営が役員の善意に依存するなど、時が経つにつれて役員の負担が大きくなる傾向がみられます。
▶ 法人化することで、これらの問題に対しては組織として対応することができます。
- 法人という枠組みを活用することで、むしろ、集落営農の熟度も高めやすくなります。

「法人化しても当面は従来どおり」というところが多いようです。

- 「個人持ち機械が壊れるまでは、今までどおり自分の田んぼで使ってもらおうということで、法人化の話がまとまりました」（県内の法人）

法人化へ懸念を持たれる方へ

稚蚕飼育所（施設利用法人）の解散で困っているが…

- 養蚕の継続が困難になった事が原因ですが、水田農業は必ず継続されます。なお、不動産を取得するのであれば、経営の見通しがついてからでも遅くありません。

「法人に農地を貸すと返してもらえなくなる」と心配される方がいますが…

- 利用権設定を結ぶことで、安心して法人に農地を預ける事が出来ます。農地を取られてしまうという心配は全くありません。

法人の先進県でも、法人化して困ったという話は聞かれません。

- 「基本的な点さえ押さえておけば、全く心配ありません。任意組合との違いは、登記するかしないかです」（福井県あわら市経済産業部長、広島県の法人代表者等）

「法人化すると後戻りできなくなると懸念される方もいますが、法人解散や休止も可能です。また法人は、出資金の範囲内の有限責任なので任意組合に比べ安心です。法人化を引き延ばすよりエネルギーのある内に法人化して、次の世代への基盤づくりをする方が賢明です。」（元山形大学教授 楠本雅弘）

2 集落営農の法人化には 農事組合法人がおすすめ

農事組合法人とは？

農事組合法人は、会社法人と異なり利益追求型の法人ではありません。組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を目的とする法人です。

※最近になって農事組合法人に対する税制上のメリット（消費税の還付など）や従事分量配当制をとることにより赤字にならない運営が行えるなど運営上のメリットが明らかになりました。

農事組合法人のメリット

① 従事分量配当制であれば赤字にならないので運営上の心配が軽減されます。

※農事組合法人は組合員への利益分配方法として「給与制」、「従事分量配当制」のどちらかを選択できます。

※従事分量配当制とは、法人経営で生じた剰余金の範囲内で、組合員に対して法人事業に従事した程度に応じて利益分配する方法です。

② 法人として農地の利用権設定が可能となり、地域内農地の管理機能が強化されます。

③ 利益の内部留保が可能となり、経営基盤の強化ができます。

※内部留保とは、利益を配当した後の残った利益を蓄積した資金のことで、将来の機械投資等に充てることができ、任意組合である集落営農は利益を構成員に全て分配する必要があるため、内部留保はできません。

④ 従事分量配当制であれば消費税の還付の可能性があります。

⑤ 農業生産法人である農事組合法人が行う農業は、法人事業税が非課税です。

⑥ 農業経営基盤強化準備金制度の活用が可能となります。

⑦ 制度資金の利用限度額が引き上げられます。

※②、③、⑥、⑦は農事組合法人だけでなく株式会社等にも共通するメリットです。

法人化の留意点

① 利益が出なくても県・市町村民税均等割（7～8万円）の納税義務があります。

② 会計処理、税務申告で税理士等を利用する場合には新たな経費負担があります。

③ 経営移譲年金受給者が法人の組合員になると年金受給が停止となります。

④ 相続税、贈与税の納税猶予適用地を法人に貸すと納税猶予の一部又はすべてが打ち切りになることがあります。

※③、④については、県、市町村、JA等にご相談ください。

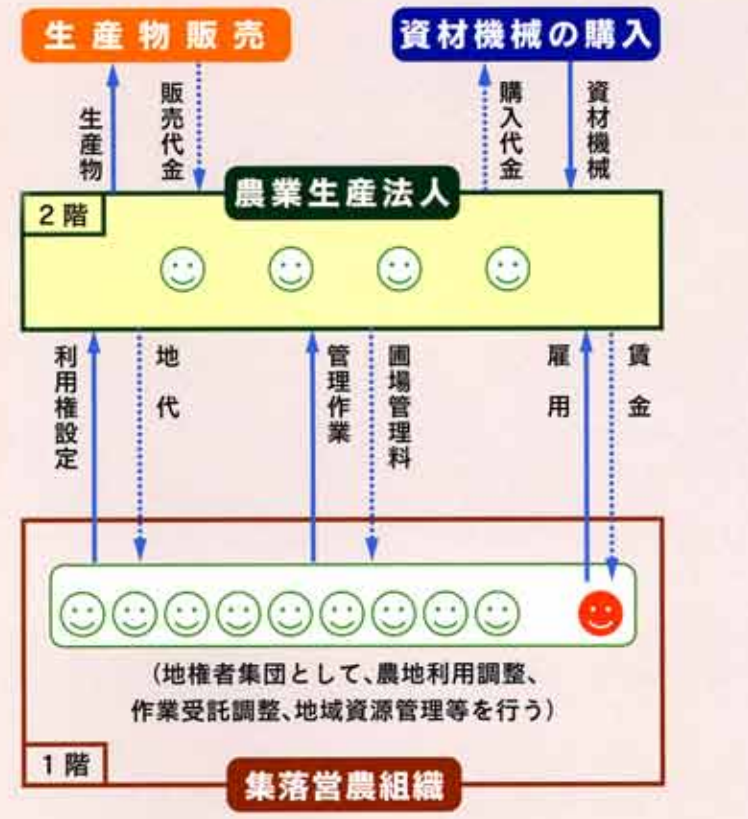
3 集落営農の法人化パターン



パターン① ゼロ円リース型法人

- 既存のゼロ円リース型集落営農をそのまま法人化するパターン
- 構成員には法人の作業に従事するかたちで作業を割り振る
- 構成員は、当面の間、個人持ち機械を使った作業が可能
- 構成員ごとの収量・品質に応じた圃場管理料の支払いが可能（傾斜配分）
- 法人として機械整備が済むまでの過渡的な形態である

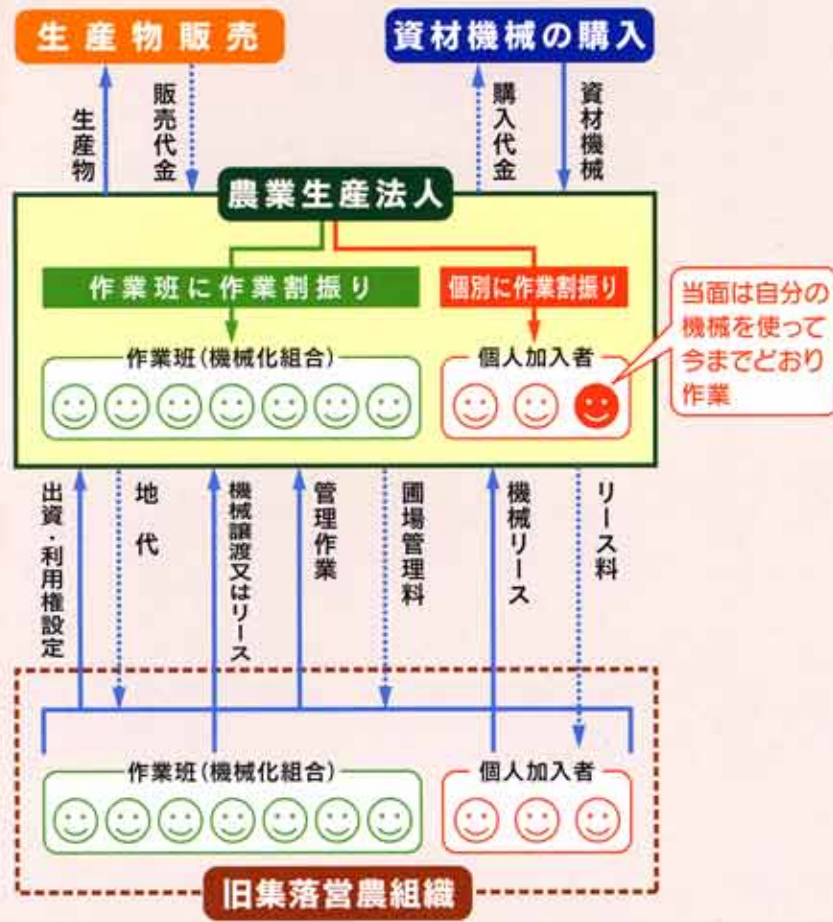
【設立事例】
（農）元気ファーム20（20年9月設立）



パターン③ 有志型法人（二階建て方式）

- オペレータ等の担い手有志で法人化するパターン
- 従来の集落営農を地権者集団として一階部分に存続させ、二階部分の法人が作業を行う（二階建て方式）
- 法人運営の意志決定が迅速に行えるメリットがある
- 機械を所有する地権者が作業を希望する場合は、法人が雇用するなどの対応が必要

【設立事例】
（農）うえはすファーム（21年2月設立）



パターン② 機械化組合母体型法人

- 既存の集落営農をそのまま法人化するパターン
- 既存の機械化組合には作業班として作業を割り振る
- 個人加入の構成員には法人の作業に従事するかたちで作業を割り振る
- 作業班や個人加入構成員は、今までどおり自分の機械を使った作業が可能

【設立事例】
（農）三ツ橋（20年2月設立）
（農）西善（20年11月設立）



パターン④ 集落営農再編統合型法人

- 複数の集落営農が再編統合し法人化するパターン
- 既存の集落営農は地区別作業班として作業を割り振ることが可能
- 作業班ごとの収量・品質に応じた圃場管理料の支払いが可能（傾斜配分）

【設立事例】
（農）亀里（20年12月設立）

4 法人運営を託せるリーダーの確保

専門農家だけがリーダーではありません。勤め人や退職者がリーダーになっている法人もあります。

- 「これまでの経験を生かし、集落に恩返しするつもりで役員になりました」（県内の法人）

集落営農の再編統合でリーダーを確保している地域もあります。

- 合併前の組織から、それぞれ班長を出して総合体制で運営している法人もあります。

人材を確保するためにも法人化が必要です。

- 法人化することで、経験豊かな人材や後継者等が参入しやすくなります。

5 ぐんま型集落営農

集落営農が安定した経営を行うには、「麦」や「米」だけでは収益性が低く、年間を通した就業機会もえられません。そこで、本県の有利な立地条件を生かし、野菜部門等を導入した「ぐんま型集落営農」に取り組み、集落営農の経営力強化を図りましょう。

ぐんま型集落営農



藤岡市にある美九里営農組合は、「組合の今後を考えると水稲、野菜の導入が必要」と考え、19年に展示圃として10aのタマネギを作付けしました。20年には、50aに作付け拡大し、組合員全員参加で取り組んでいます。

タマネギの共同作業を通じて、組合員相互の融和が図られています。

美九里営農組合（藤岡市神田）

- 組合員数 36名
- 経営規模 水稲9ha、麦類32ha、タマネギ50a
- 所有機械 タマネギ定植機・堀取機、マルチャーなど（県単補助事業活用）



6 法人で機械を持ち、構成員の過剰投資を解消しよう!

県内事例

(農)西善(前橋市) 構成員:32戸、経営面積:30ha(水稻18ha、小麦30ha)

平成20年11月に法人

- このままでは、農地の担い手が不足するというで、“法人化”。
- 今の使える機械は使い切り、少しずつ機械を整備することに。
- 法人として、まずは“乗用管理機”を導入し、除草や防除を徹底。
- 構成員の田植機が調子が悪くなってきたので、21年度は“8条植え”を導入予定。
- 将来は個人持ち機械を無くし、法人が持つ機械のみとします。

法人にしたら…

- 自分の機械が壊れたらどうするのか?という構成員の不安が無くなりました。
- 若い人が機械作業に参加し、新たなオペレーターが誕生しました。

法人化して機械を整備することで、機械台数は、大幅に少なくなります。



写真) 乗用管理機による除草剤散布

先進地は、早くから機械の整備をしてきました。
今ある機械は使い切り、少しずつ法人が機械を整備し、数年~十数年かけ、地域の状況にあった機械保有台数へ。

先進地事例

(農)S(広島県) 構成員:30戸、経営面積:28ha(水稻18ha、麦3ha、大豆3ha)

平成2年1月に法人

- 兼業農家だけの地域。高齢化・担い手不足が進行。
- このままでは、農地が荒廃する事が目に見えているので、“法人化”。

法人にしたら…

- 法人が大型機械を必要台数だけ確保し、機械投資を大幅に減額できました。

法人化前	
トラクタ(14~22ps)	25台
コンバイン(2~4条)	18台
田植機(2~5条)	24台
乾燥機(12~15石)	21基
バインダー(1・2条)	17台
耕耘機(5ps)	15台
個人持ち機械。総額約2億円(推定値)	



法人化後	
トラクタ(43, 48ps)	2台
コンバイン(3, 5条)	2台
田植機(6条)	2台
乾燥機(44石)	4基
ドライブハロー(240, 280cm)	2台
法人が機械を持ち、個人は無し。 総額約4,500万円(推定値)	

機械の効率的な整備で、1億5,500万円の節約を達成!